

平成 25 年度決算審査意見に対する対応について

審査意見	対応（処理状況）及び今後の計画	担当課
<p>1. 収入未済金対策について 滞納から年数を経過しているにもかかわらず、相変わらず滞納事案として取り扱われている事例が数多く見受けられる。 滞納年月日、納付勧奨指導経緯、相手方の現況等を再調査の上、相応の場合には不能欠損の手続きを執るべきである。</p>	<p>平成 25 年度および 26 年度の滞納整理対策本部において、徴収困難な状況が長期継続している事例の整理と対応についての議論がなされた。 その中で、まずは各課が抱える滞納案件は、公法・私法および強制執行権等の法律上の区分けが異なり、滞納者との交渉経緯やその整理の仕方、進捗状況、解決策も様々であるため、本部会議でひとまとめの議論が困難である。 このため、私債権の一部と、町民課以外の公債権については、個別に該当課と町民課賦課徴収係とで現状把握となしうる整理・手続きについてヒアリングを行うことから、再度議論することとなった。 町民課賦課徴収係で扱っているのは自力執行権のヒアリング後、各課において事務手続きや交渉経緯の整理、相手方の現況調査や弁護士との相談を行い、本部会議において進捗状況を確認。状況は各課によって様々であるが、可能な債権は不納欠損を実施するなど、適切な措置を講ずる。</p>	町民課
<p>2. 水明荘事業の今後の見通しについて 早急に、税理士あるいは経営診断員等専門家による経営分析を行い、これを基に正確な経営状況についての認識を共有した上で、今後のあり方、方針、具体的な対処措置等について議論検討を開始する必要がある。</p>	<p>水明荘の実態と問題点を的確に把握し、今後の方向性、あり方等について提言をいただくため、(一財)鳥取県中小企業診断士協会に委託を行い、7月30日には、その診断結果が提出された。 今後は、診断結果を詳細に分析・検討し、強力に改善措置を講じていく。</p>	産業振興課